

産業廃棄物を排出する事業者の皆様へ ～知っていただきたい処理責任について～

広島県では、排出事業者の皆さんに
必ず知っておいていただきたい基本的な事項を
集約して、このパンフレットを作成しました。
産業廃棄物を適正に処理するために、ぜひ、ご活用ください。

I
排出事業者の
責任とはII
産業廃棄物とはIII
排出事業者が産業廃棄物を
保管・運搬・処分する場合IV
産業廃棄物の処理
を委託する場合V
産業廃棄物
管理票の交付

I 排出事業者の責任とは

1 排出事業者には、産業廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務があります。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第3条第1項には『事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない』こと(排出事業者責任)が定められています。
- 自ら処理することが困難な場合には、産業廃棄物処理業の許可を受けた業者に処理を委託することができます。
- 建設工事の場合は、その建設工事の元請業者が排出事業者として、発生した産業廃棄物の処理責任を負うことになります。

2 排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、委託基準に従い、収集運搬業者又は処分業者それぞれと委託契約を締結しなければなりません。

- 排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、「委託基準」を遵守し、自治体の許可を受けた収集運搬業者又は処分業者それぞれと、事前に書面で委託契約を締結することが必要です。(法第12条第5項、第6項)
- また、排出事業者は、産業廃棄物が運搬されるまでの間、「保管基準」に従って、産業廃棄物を適正に保管しなければなりません。(法第12条第2項)

3 排出事業者は、産業廃棄物の処理の状況を確認するとともに、産業廃棄物を排出してから最終処分が終了するまでの処理が適正に行われるよう、必要な対応を行う義務があります。

- 排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、その産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければなりません。(法第12条第7項)



4 排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、産業廃棄物の処理の流れを自ら把握・管理する必要があります。

- 排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、その産業廃棄物の引渡しと同時に収集運搬業者又は処分業者に対し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければなりません。(法第12条の3第1項)

排出事業者の責務を十分果していなき場合は、
不適正処理の責任を問われることがあります。

- 委託基準又はマニフェストに関する規定に違反した場合、罰則が科せられるとともに、運搬や処分の受託者が不法投棄等の不適正処理を行った場合は、排出事業者も措置命令の対象になります。
- また、委託契約やマニフェストの交付等が適正であっても、適正な処理料金を負担していないときや、不法投棄や保管上限を超える過剰な保管を知りつつ委託したときなどには、排出事業者が措置命令の対象になることがあります。

排出事業者

委託基準違反、マニフェスト交付義務違反等

- 許可を受けていない業者に産業廃棄物の処理を委託した
- 処理業者と口頭で委託契約した
- 委託契約書に記載すべき事項が不十分なまま契約を締結した
- マニフェストの適切な交付、保存をしていなかったなど

懲役刑
罰金刑

注意義務違反

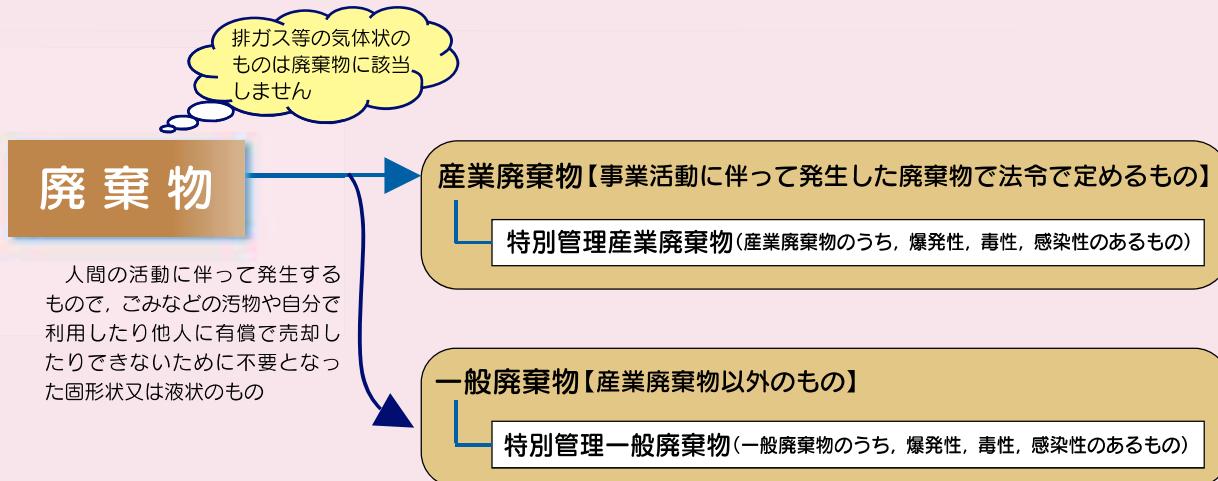
- 著しく安い処理料金で委託した
- 委託した業者が不法投棄しているとの情報を得たが処理委託を続けた
- 処理施設の現地確認を行った際、保管上限を超える過剰な保管を確認したが処理を委託したなど

委託先の業者が
不法投棄等の
不適正処理をした
場合

措置命令

※不法投棄などの不適正処理により、生活環境に支障が生じたり、そのおそれがある場合は、都道府県知事(政令市長)から排出事業者に対して、産業廃棄物の撤去などの必要な措置をとるよう命令が出されることがあります。

II 産業廃棄物とは



産業廃棄物の種類

種類	具體例
すべての業種が対象となるもの	燃え殻 石炭がら、コークス灰、産業廃棄物の焼却灰、炉清掃排出物等
	汚泥 下水汚泥、排水処理汚泥、ビルピット汚泥、製紙スラッジ、メッキ汚泥等
	廃油 潤滑油、洗浄油、動植物油、各種溶剤、タールピッチ類等
	廃酸 硫酸、塩酸、エッティング液、染色液、写真漂白液等
	廃アルカリ 石灰液、アルカリ性めっき液、金属せっけん液、写真現像液等
	廃プラスチック類 ビニールくず、発泡スチロールくず、合成繊維くず、ポリ容器類、タイヤ等
	ゴムくず 天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類）
	金属くず 鉄くず、空かん、ブリキ・トタンくず、鉛管くず、銅線くず、切削くず、研磨くず等
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 空びん類、板ガラスくず、ガラス繊維くず、製品の製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、陶器くず、磁器くず、レンガ破片、瓦くず、廃石膏ボード等
	鉱さい スラグ、ノロ、不良鉱石、錆物砂、サンドプラスチック砂等
特定の業種のみが対象となるもの	かれき類 工作物の新築、改築又は除去で発生したコンクリート破片等
	ばいじん ばい煙発生施設や産業廃棄物焼却施設等の集じん施設で集められたダスト等
	紙くず 建設業（工作物の新築、改築又は除去）で発生した紙くず パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業で発生した印刷くず、製本くず、板紙、裁断くず等
	木くず 建設業（工作物の新築、改築又は除去）で発生した木くず 木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品貿易業で発生した木くず 貨物の流通のために使用したパレット
	繊維くず 建設業（工作物の新築、改築又は除去）で発生した天然繊維くず 繊維工業で発生した天然繊維くず（合成繊維は廃プラスチック類）
	動植物性残さ 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く）、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物又は植物の固形状の不要物
	動物系固形不要物 と畜場の獣畜、食鳥処理場で発生した食鳥に係る固形状の不要物
動物のふん尿	畜産農業で発生した動物のふん尿
動物の死体	畜産農業で発生した動物の死体
産業廃棄物処理物	上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの（コンクリート固化化物等）

* 上記に規定する産業廃棄物のうち、「石綿含有産業廃棄物」（石綿を重量比で0.1%を超えて含むもの）又は「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」については、別途規定がありますので、ご注意ください。

特別管理産業廃棄物の種類

種類	具體例
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油
廃酸	水素イオン濃度指数（pH）2.0以下の酸性廃液
廃アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）12.5以上のアルカリ性廃液
感染性産業廃棄物	医療機関等から排出されるものであって、感染のおそれがある注射針、注射筒、廃血液等
特定有害産業廃棄物	廃P C B等,P C B汚染物,P C B処理物,廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの,廃石綿等,特定の施設等から発生した重金属やダイオキシン類等の有害物質を含む産業廃棄物

III 排出事業者が産業廃棄物を保管, 運搬, 処分する場合

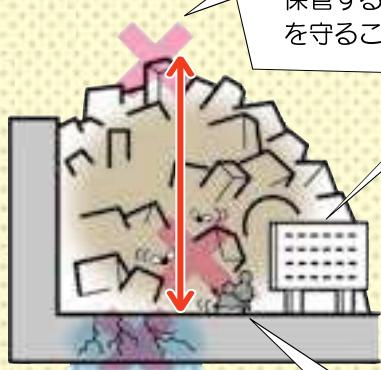
排出事業者が産業廃棄物を保管したり、自ら運搬するときや処分するときには、法令で定められた基準に従わなければなりません。

主な基準は次のとおりです。(詳細は県HP「廃棄物処理法の概要」参照)

1 保 管

排出した産業廃棄物を運搬して搬出するまでの間は、次のとおり保管しておかなくてはなりません。

① 保管場所の周囲には囲いを設ける



④ 屋外で容器を用いないで保管する場合は、高さ制限を守ること

② 見やすい場所に掲示板を設置

掲示板の表示例

産業廃棄物の保管場所	
管理者及び連絡先等	株式会社広島産廃 代表取締役 産廃 太郎 所在地 広島県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 内線〇〇〇 責任者 環境管理課 産廃 次郎
保管する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、がれき類(これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。)
最大積上げ高さ	2m

③ 産業廃棄物が飛散、流出したり、地下に浸透したり、悪臭が発生しないようにすること

⑤ ねずみ、はえ、蚊などを発生させないこと

2 運 搬

① 運搬車、運搬容器は、産業廃棄物の飛散、流出や悪臭の漏れるおそれのないものを用いる

② 収集・運搬の際は、産業廃棄物を飛散、流出させたり、悪臭、騒音、振動によって周辺環境に支障を及ぼさないようにすること



③ 運搬車の車体の外側両面に産業廃棄物収集運搬車であることを表示し、必要事項を記載した書面を備え付けておくこと

運搬車へ備え付ける書類例

■氏名又は名称及び住所
株式会社〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇番地
■産業廃棄物の種類及び数量
がれき類 4t
■積載日
〇年〇月〇日
■積載した事業場
株式会社〇〇〇〇 △△工場
〇〇県〇〇市〇〇町〇番地
TEL:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
■運搬先の事業場
×× 株式会社リサイクルセンター
〇〇県〇〇市〇〇町〇番地
TEL:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

運搬車両への表示例

産業廃棄物収集運搬車 5cm以上
●●●●株式会社 3cm以上

■表示の注意事項

- ・見やすく、鮮明であること。
- ・両側面に表示すること。
- ・識別しやすい色の文字であること。

III 排出事業者が産業廃棄物を保管, 運搬, 処分する場合

3 処 分

① 産業廃棄物を飛散, 流出させたり, 悪臭, 騒音, 振動によって周辺環境に支障を及ぼさないようにすること

② 産業廃棄物を焼却する場合は, 法令で定める構造基準を満たす焼却設備で行わなければならず, **野外焼却は禁止されています**



③ 産業廃棄物を埋立処分する場合は, 都道府県知事等から許可を受けた最終処分場において, 法令で定める基準に従って行わなければなりません
法に従わずに産業廃棄物を埋立した場合は, **不法投棄とみなされます**



廃棄物の屋外焼却や不法投棄には5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金
(法人には3億円以下)又はこの両方の罰則が科せられます。

産業廃棄物を大量に排出する事業者の方へ!

● 多量排出事業者に当てはまっていませんか?

廃棄物処理法では事業活動に伴い年間1,000トン以上の産業廃棄物, 又は年間50トン以上の特別管理産業廃棄物が発生する事業場を設置している事業者を, また広島県生活環境の保全等に関する条例では, 年間500トン以上の産業廃棄物が発生する事業場を設置している事業者を, 多量排出事業者としています。

● 多量排出事業者は処理計画の提出及び実施状況報告が必要です。

多量排出事業者は, 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関して, 計画を作成して, 毎年度6月30日までに都道府県知事(政令市長)に提出する必要があります。

また, その計画の実施状況について, 翌年度の6月30日までに都道府県知事(政令市長)に報告する必要があります。

なお, この計画等は都道府県知事(政令市長)によりインターネットで公表されることとなっています。

※ 多量排出事業者の処理計画等の提出についての詳細は下記の県HPをご覧ください。

URL <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-taryo-taryo-top.html>

IV 産業廃棄物の処理を委託する場合

排出事業者が産業廃棄物の収集運搬や処分を他人に委託する場合、法令で定められた委託基準に従い、収集運搬業者と処分業者のそれぞれと委託契約を締結しなければなりません。

(詳細は県HP「廃棄物処理法の概要」参照)

1 許可業者への委託

産業廃棄物の処理を委託する場合は、必ず都道府県知事(政令市長)の許可を有している業者に委託しなければなりません。

また、委託にあたっては、排出した産業廃棄物を、受託者が適正に処理することができる能力を備えていることを確認しておくことが大切です。

収集運搬業者の選定

産業廃棄物の排出場所と運搬先の両方の都道府県知事等の許可を得ている必要があります。

処分業者の選定

排出した産業廃棄物を適切に処理できる施設であるのか、実際に現地を確認しておくことなども重要です。

【確認内容の例】

- 施設の処理能力(埋立地の場合は残容量)、許可を受けた品目以外の産業廃棄物が処理されていないか、保管上限を超えた産業廃棄物の過剰保管はないか、施設や廃棄物が法令に沿って管理されているか等

2 委託契約の締結

- ① 運搬については収集運搬業者と排出事業者の間で、処分については処分業者と排出事業者の間で、それぞれ二者間で委託契約を締結すること
- ② 契約は法令で定められた事項が記載された委託契約書により締結すること
- ③ 委託契約書には収集運搬業者又は処分業者の許可証のコピーを必ず添付し、契約の終了した日から5年間保存すること



委託契約書に記載すべき事項

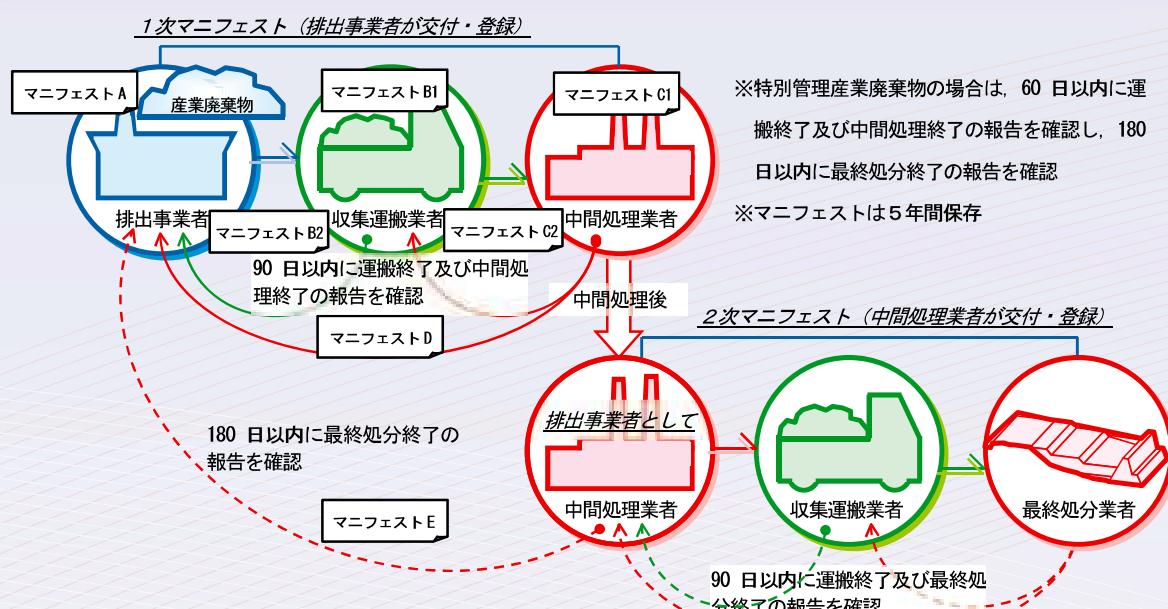
- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">■委託契約の有効期間■委託者が受託者に支払う金額■委託する産業廃棄物の種類及び数量■収集運搬業許可に係る事業の範囲■運搬先所在地■積替え保管を行う場合は、その所在地、保管できる産業廃棄物の種類及び保管上限、■安定型産業廃棄物を保管する場合は、他の廃棄物との混合の許否■処分業許可に係る事業の範囲■処分先所在地、処分方法、施設の処理能力■最終処分場所在地、最終処分方法、施設の処理能力 | <ul style="list-style-type: none">■適正処理のために必要な情報<ul style="list-style-type: none">・産業廃棄物の性状及び荷姿・腐敗、揮発等の性状の変化・他の廃棄物との混合等により生ずる支障・日本産業規格C0950号の有害物質含有マークの表示・石綿含有産業廃棄物の有無・その他取扱いの際の注意事項■上記の情報に変更があった場合の伝達方法■受託業務終了時の受託者の委託者への報告■委託契約を解除した場合の未処理産業廃棄物の取扱い |
|--|---|

▽ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付

産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、排出事業者が産業廃棄物を引き渡す際に、産業廃棄物の種類、数量、収集運搬業者名、処分業者名などを記載して交付し、産業廃棄物の処理の流れを自ら把握・管理するためのものです。

マニフェストには複写式の紙マニフェストとマニフェストの情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が情報処理センターを介したネットワークで情報のやり取りを行う電子マニフェストがあります。(詳細は県HP「廃棄物処理法の概要」参照)

1 紙マニフェストの流れ



● 紙マニフェストの記入例

排出事業者欄 排出事業者の名称・住所・電話番号を記入します。	交付年月日欄 マニフェストを交付した年月日を記入します。	交付担当者欄 交付した担当者が署名捺印します。	排出事業場欄 実際に産業廃棄物を排出した場所の名称・所在地・電話番号を記入します。
産業廃棄物欄 産業廃棄物の種類の該当する項目にチェックマークを入れ、名称、数量、荷姿、処分方法などを記入します。			中間処理業者の記入欄 ここは記入不要です。
運搬受託者欄 産業廃棄物を運搬する業者の名称・住所・電話番号を記入します。			最終処分の場所欄 「委託契約書記載のとおり」をチェックするか、産業廃棄物が最終処分される処分場の名称・所在地・電話番号を記入します。
処分受託者欄 産業廃棄物を処分する業者の名称・住所・電話番号を記入します。			運搬先の事業場欄 産業廃棄物が搬入される処分場の名称・所在地・電話番号を記入します。(中間処理を行なう場合は中間処理業者の処分場の名称・所在地等を記入します。)
運搬担当者の記入欄 実際に運搬を引き受けた者が署名捺印します。			
★記入が不要の欄には斜線を引きます。	処分業者の記入欄(斜線部) 最終処分終了年月日、最終処分を行った場所などが記入されます。	照合確認書 B2票,D票,E票が返送されてきたら、それぞれA票と照合確認しその日付を記入します。	

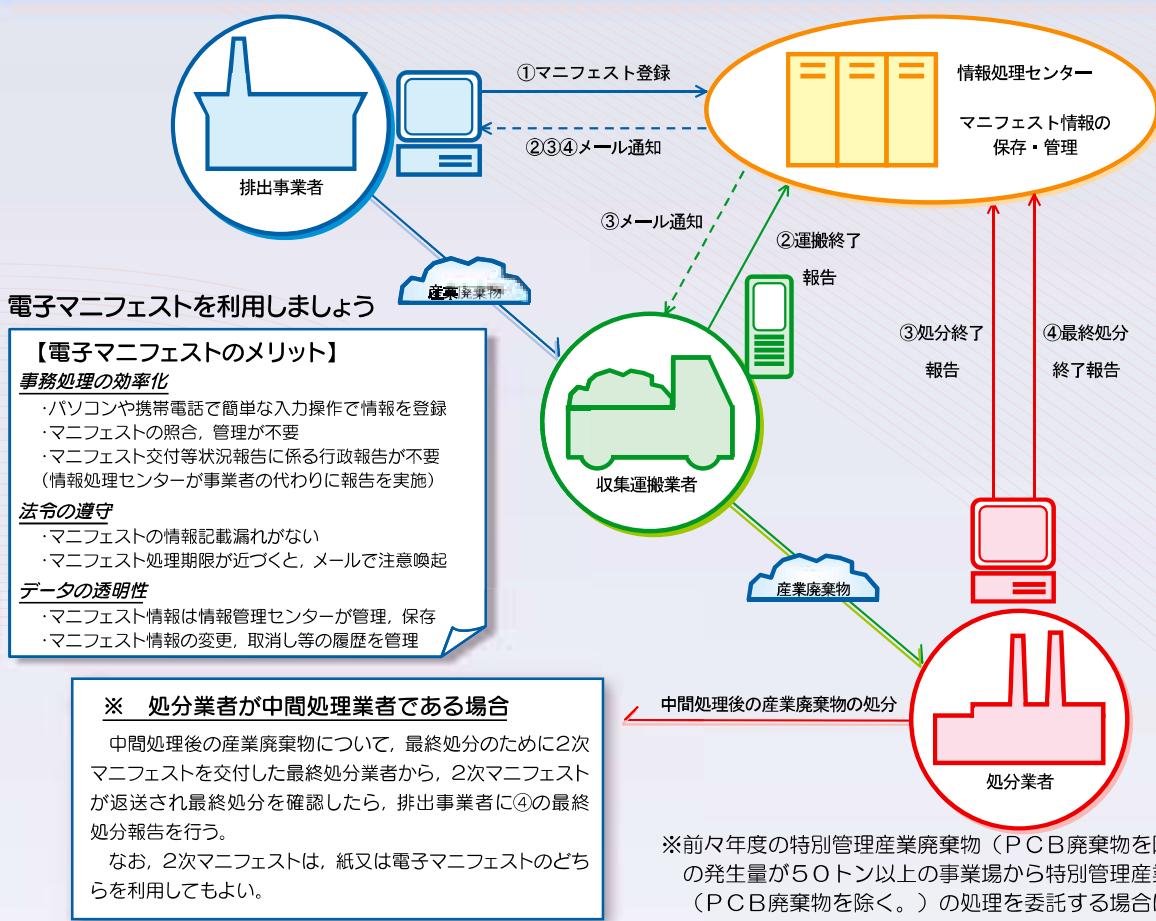
マニフェスト交付者は、期限を過ぎてもマニフェストの写しが戻ってこなかったり、内容に虚偽や記載漏れ等があった場合には、関係者に事情を聴取するなどして速やかに当該産業廃棄物の運搬や処分の状況を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じて、都道府県知事(政令市長)に報告しなければなりません。

なお、これらを怠り、委託先の業者が不適切な処理を行った場合には、排出事業者も産業廃棄物の撤去等の措置命令の対象となります。

● マニフェストの写しの送付期限

マニフェスト	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
B2票, D票	交付日から 90 日	交付日から 60 日
E票	交付日から 180 日	交付日から 180 日

2 電子マニフェストの流れ



3 マニフェスト交付等状況報告

マニフェストを交付した事業者は、毎年度6月30日までに、前年の4月1日からその年の3月31日までに交付したマニフェストの状況について、都道府県知事（政令市長）に報告する義務があります。

(1) 報告義務者

産業廃棄物を広島県内で排出し、マニフェストを交付した事業者（2次マニフェストを交付する中間処理業者を含む。）

※ なお、電子マニフェストを使用した場合は、情報処理センターが行政報告を行うため、事業者自らが報告する必要はありません。

(2) 報告の方法等

県への報告はマニフェストの使用枚数などに応じて、最も適した方法により報告してください。

報告の種類	主な対象者	報告方法
インターネットによる報告 (電子申請)	数種の産業廃棄物を特定の処理業者に委託している方	県HPの電子申請システムにおいて直接データを入力し、インターネットにより報告
電子ファイルによる報告	多種の産業廃棄物を排出又は委託先が多数ある方	県HPからダウンロードしたエクセル様式に入力の上、県HPの電子申請システムにより提出
紙による報告(手書き)	比較的報告件数の少ない方	記載要領(県HP参照)に沿って様式に必要事項を記入のうえ、報告窓口に提出(郵送可)

※マニフェスト報告関係の詳細は下記の県HPをご覧ください。

URL <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-manifest-manifest-top.html>

産業廃棄物に関するお問い合わせはこちらまで

産業廃棄物に関するお問い合わせや相談は、最寄りの厚生環境事務所(支所を含む)又は県庁産業廃棄物対策課までお申し出ください。

なお、広島市域、呉市域、福山市域については、それぞれの市役所の担当課に相談してください。

担当区域	担当行政窓口	住所・電話番号	
県管轄区域	大竹市、廿日市市 府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸高田市、安芸太田町、北広島町 江田島市 竹原市、東広島市、大崎上島町 三原市、尾道市、世羅町 府中市、神石高原町 福山市のみに事業場等がある者の収集運搬業の県知事許可に関すること	広島県西部厚生環境事務所 環境管理課 広島県西部厚生環境事務所 広島支所 衛生環境課 環境管理係 広島県西部厚生環境事務所 呉支所 衛生環境課 広島県東部厚生環境事務所 環境管理課 広島県東部厚生環境事務所 福山支所 衛生環境課 環境管理係 広島県北部厚生環境事務所 環境管理課 広島県 環境県民局 産業廃棄物対策課	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目 2-68 0829-32-1181 〒730-0011 広島市中区基町 10-52 082-228-2111 (内線 5536 ~ 5539) 〒737-0811 呉市西中央一丁目 3-25 0823-22-5400 〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10 082-422-6911 〒722-0002 尾道市古浜町 26-12 0848-25-2011 〒720-8511 福山市三吉町一丁目 1-1 084-921-1311 〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1 0824-63-5181 〒730-8511 広島市中区基町 10-52 082-513-2963
	三次市、庄原市	広島県北部厚生環境事務所 環境管理課	〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1 0824-63-5181
	広島市、呉市又は県外のみに事業場等がある者の収集運搬業の県知事許可に関すること	広島県 環境県民局 産業廃棄物対策課	〒730-8511 広島市中区基町 10-52 082-513-2963
	広島市	広島市 環境局 業務部 産業廃棄物指導課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6-34 082-504-2225
	呉市	呉市 環境部 環境政策課	〒737-8501 呉市中央四丁目 1-6 0823-25-3302
	福山市	福山市 経済環境局 環境部 廃棄物対策課	〒720-8501 福山市東桜町 3-5 084-928-1168
政令市管轄区域			

参考ホームページ

◎ 産業廃棄物関係手続き等各種情報

広島県の環境情報サイト (e c o(エコ)ひろしま)

URL <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-sanpai-top-sanpai-top.html>

◎ 廃棄物処理法の概要

URL <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-gaiyo-gaiyo-top.html>

◎ 産業廃棄物処理業者検索

一般社団法人広島県資源循環協会の情報発信サイト (産業廃棄物処理業者検索システム)

URL <http://www.hshigen.or.jp/sagashite.html>